

生活保護法による医療扶助の概要について

平成 29 年 3 月

熊本市中央・東・西・南・北福祉事務所

熊本市健康福祉局福祉部保護管理援護課

目 次

○はじめに

○第 1 章 生活保護の概要について

○第 2 章 生活保護法に基づく医療機関の指定等に必要手続きについて

○第 3 章 医療扶助の給付について

○第 4 章 検査料・診断書料について

※ 第 2 章から第 4 章については F A Q を設けてありますので、ご確認ください。

はじめに

時下、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素より、本市の生活保護行政に多大なるお力添えを賜り、心より御礼申し上げる次第でございます。

さて、本市におきましては、ご案内致しましたとおり平成 29 年 1 月より電算システムの大幅な改修を行いました。

これを機会といたしまして、生活保護の概要や、特にご質問等の多かった事項を改めてとりまとめ、この冊子を作成いたしましたので、ご活用いただければ幸甚でございます。

今後とも、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成 29 年 2 月吉日

熊本市中央福祉事務

所長熊本市東福祉事務所長

熊本市西福祉事務所長

熊本市南福祉事務所長

熊本市北福祉事務所長

熊本市保護管理援護課長

第 1 章 生活保護の概要につきまして、ご説明いたします。

1 生活保護法の目的と基本原理

憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されています。

生活保護法は、この憲法の理念に基づいて、国が、生活に困窮するすべての国民に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和 25 年 5 月に制定された制度であります。

この目的を達成するため、生活保護法（以下「法」という。）は、次の 3 つの基本原則によってささえられており、医療扶助においても例外ではありません。

（1） 保護を受ける原因は、生活に困窮している事実によってであり、生活保護法に定める要件を満たす限り、その機会、内容において一切差別をつけないという無差別平等の原理。

（2） 保護を受ける者には、必ず最低限度の需要を満たすことのできる程度の生活を保障する最低生活保障の原理

（3） 要保護者がその利用しうる資産、能力その他あらゆる社会資源をその生活の維持のために活用することを要件として行われるという補足性の原理

2 保護の種類と方法

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の 8 種あり、それぞれの扶助は最低生活を充足するに必要とされる限度において、行われます。

また、扶助の支給方法は、金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助は、給付の性質上、現物給付を原則としています。

医療扶助には、診療・調剤・治療材料・施術・移送等がございます。

3 保護を決定し実施する機関

保護は、都道府県知事、区長、市長及び福祉事務所を設置する町村の長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し、実施する義務を負っています。（法第 19 条）

熊本市（以下「本市」という。）においては、これらの保護の決定、実施に関する事務は、本市の 5 福祉事務所（第 12 別表参照）にて行っています。

4 指定機関

医療扶助のための医療を担当する機関は、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の、その他の医療機関については開設者の申請により都道府県知事（政令市・

中核市においては市長)の指定を受けることとされております。

第 2 章 生活保護法に基づく医療機関の指定等に必要手続きについて

【概要】生活保護受給中の患者様を受け入れる際には、それに先立って生活保護法に基づく指定を受けることとなっております。また指定後も、6年に1度の更新申請や、届出事項の変更や、廃止、辞退の際等は届出書が必要です。

【申請・届出事項】必要な申請・届出事項と、必要書類の提出時期は以下のとおりです。

<p>指定申請（新規申請） ※医療機関コード変更時は新コードでの新規申請となります。</p>	<p>生活保護受給者を<u>受入れる前に</u></p> <ul style="list-style-type: none">・申請書 及び 誓約書・九州厚生局指定通知（写し）をご提出下さい <p>※指定日は、原則申請書受理日とし、遡及しません。 ※九州厚生局からの保険医療機関指定通知書が未着の場合は、申請書・誓約書を先にご提出いただき、通知書については届き次第、ご提出ください（郵送・FAX可）。</p>
<p>指定更新申請（6年毎）</p>	<p>保険医療機関の指定有効期間が<u>満了する前</u>に以下の書類をご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書 及び 誓約書・更新後の九州厚生局指定通知（写し） <p>※九州厚生局からの保険医療機関指定通知書が未着の場合は、申請書・誓約書を先にご提出いただき、通知書については届き次第、ご提出ください（郵送・FAX可） ※更新時期になりましたら、当課からもご案内を致します。</p>
<p>変更・廃止・休止・再開届 ※医療機関コード変更時は旧コードでの廃止の届出となります。</p>	<p>これらについては、<u>10日以内</u>に届出書をご提出下さい。</p> <p>※医療機関コードが変わるときは旧コードでの廃止。 ※変更の届出が必要な事項は次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none">○病院若しくは診療所又は薬局の名称及び所在地○訪問看護事業者等の名称、主たる事務所の所在地並びに訪問看護ステーション等の名称及び所在地○病院若しくは診療所又は薬局の開設者の氏名・生年月日・住所及び役職又は名称○病院若しくは診療所又は薬局の管理者の氏名・生年月日・住所○保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者としての指定の有無

辞退届	辞退する 30 日前 に辞退届けをご提出ください。
-----	----------------------------------

【よくいただくご質問】

《Q 1》 申請書や届出書はどのように入手したらよいでしょうか？

《A 1》 熊本市保護管理援護課のホームページからダウンロードできる他、お電話等でご依頼いただければ、ご郵送いたします。ホームページには、パソコン等で編集可能なファイルもご用意しております。

・ホームページからダウンロードする場合

STEP 1 インターネットの検索サイトにて「熊本市保護管理援護課」を検索

STEP 2 「保護管理援護課 / 熊本市ホームページ」をクリック

STEP 3 トップページ「生活保護法等指定医療・介護機関に関する申請書・届書について」をクリック

STEP 4 各種申請書・届出書を確認し、ダウンロード

・ご郵送を希望される場合

保護管理援護課の医療担当にご連絡ください。 TEL 0 9 6 - 3 2 8 - 2 2 9 9

《Q 2》 医療機関コードが変更となる場合はどのような手続きが必要ですか？

《A 2》 新コードでの新規申請の手続きと、旧コードでの廃止届が必要です。

新規申請につきましては、申請書・誓約書を、**変更となる日の前**にご提出ください。この際、医療機関コードが不明の場合は、空欄のままご事前に提出いただき、分かり次第ご連絡ください。

廃止届けにつきましては、医療機関コード変更後10日以内にお願います。事前でも受付は致しております。例) 新コードでの新規申請と同時提出は可。

《Q 3》 指定を受ける前に生活保護受給中の患者を受け入れたのですが。

《A 3》 指定につきましては、原則として申請日に行っており、それ以前に遡って行うことはありません。

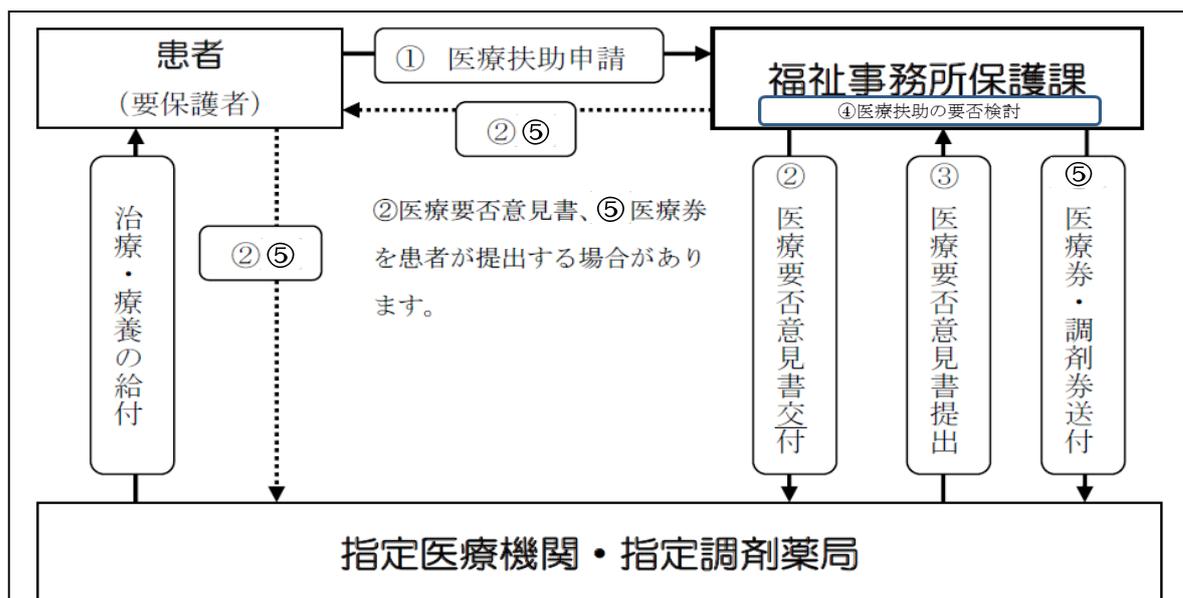
ただし、個別に事情を踏まえた上で検討いたしますので、「理由書(様式不問)」という形で、状況をご記載の上、申請書及び誓約書とともにご提出ください。

また、生活保護法等に基づく医療機関の指定を受ける意思はないが、急患であったため診察した等、特別な事情がある場合は各福祉事務所にご相談下さい。

第 3 章 医療扶助の給付について

【概要】医療扶助は制度上、生活保護受給が診療を受け、その報酬については、保険者である福祉事務所が支払う仕組み（現物給付）です。

【給付の流れ】医療扶助給付までのながれはおおまかに以下のとおりです。



保護受給者に対する医療サービス給付のタイミングは制度の趣旨からすると、医療券交付後ですが、実情に合わせてある程度、柔軟に運用されております。

また、継続して診療等が必要な場合は、定期的に再検討を行うため、医療要否意見書の記載をお願いしております。

【よくいただくご質問】

～ 医療券編 ～

《Q1》医療券が2種類あるのですが、違いはなんですか。

《A1》医療券発行のタイミングによるものです。以下のように運用しております。
依頼を受けて随時発行する医療券・・・概ね受給者1名・各月につき1枚
月末に一括して発行する医療券・・・表形式（医療券1枚につき15名まで）
※単に標記の違いであり、医療券の有効性において、両者の違いはありません。

《Q2》不要な医療券はどうしたらよいでしょうか。

《A2》今後の医療扶助継続についての参考といたしますので、郵送又はFAXにて保護受給中の患者様を担当する各福祉事務所にご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

医療券ご返送頂いた場合は、継続の医療の必要性がなくなると判断し、翌月以降の医療券が発行されません。継続した受診が見込まれる場合は、その旨記載頂きますようお願い致します。

【表形式の返送記載例】

NO.	受給者番号	患者氏名 (生年月日・性別)	診療別	有効期間	本人 支払額	社会保険	※1 適用 他法	後保	※2 訪問 診療
不	1	039 昭和27年 男	歯科入院外	01日-31日					
3月 不	1	039 昭和27年 男	歯科入院外	01日-31日					

《Q3》月末に一括して発行する医療券に不要な医療券がある場合は、電話での問合せが必要なのか

《A3》医療券をご返送頂いた場合のお問合せは不要です。

～ 医療要否意見書編 ～

《Q1》医療要否意見書はなんのための書類なのでしょうか。

《A1》 医療要否意見書は、当該診療が保護受給者にとって必要か否かを福祉事務所が判断するための大切な資料です。制度上は医療券発行の前提となる資料ですので、診療が必要な場合は必ずご記載の上、ご提出ください。

《Q2》医療要否意見書はどこに提出すればよいのですか。

《A2》 生活保護の場合、保険者は各福祉事務所であり、その要否判定も各福祉事務所にておこなっております。よって、当該保護受給中の患者様を担当する（意見を求めている）福祉事務所宛にご返送ください。

※月末に一括して発行される意見書につきましては、本市の運用上、中央区より発送されております。これにつきましても同様に、各福祉事務所にご返送下さい。ご面倒おかけ致しますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

《Q3》医療要否意見書の提出に期限はあるのでしょうか。

《A3》 随時発行分については、医療要否意見書発行月の翌月の医療券発行時に必要となりますので、速やかにご提出ください。

また継続分については、対象月までを目安にご提出ください。

《Q5》治療が中断又は完了し、不要となった意見書はどうしたらよいでしょうか。

《A5》 継続の医療の必要性がない場合は、病状等の記入は不要ですので、**未記載**のまま郵送かFAXにて保護受給中の患者様を担当する各福祉事務所にご返送ください。FAXの場合は、原本を破棄しても構いません。

《Q6》保護受給者本人が福祉事務所に継続して受診する旨を伝えて、意見書が送付されてきたが、3ヶ月以内に終了見込みであった場合はどうすればよいか。

《A6》お手順をお掛けしますが、福祉事務所へ取扱変更の旨をご連絡ください。連絡手段については、電話・FAX問いません。送付致しました意見書については、破棄して頂きますようお願い致します。

《Q7》要否意見書を別紙に記入して提出していいですか。

《A7》問題ありません。ただし、別紙については、運用が定められており、原本への捺印がない場合などは返戻要件に該当してしまいます。詳細については、熊本市HPのサイト内に保護管理援護課のページ「2012年4月2日更新 生活保護による医療扶助に係る医療要否意見書の別紙について」をご確認ください。

《[ホーム](#)>[組織から探す](#)>[健康福祉局](#)>[福祉部](#)>[保護管理援護課](#)>
生活保護による医療扶助に係る医療要否意見書の別紙について》

※お使いの検索エンジンにて“熊本市 保護管理援護課”と頂きますと、上位に表示されます。

※現在医療機関各位よりご提出頂いている別紙様式より、変更を促すものでないことをご了知ください。

第 4 章 検査料・診断書料について

【概要】一般診療に係る検査料等は、医療券にて対応可能ですので、支払基金へご請求頂いているかことと存じます。随時実施される健康診断に係る費用や診断書料については、支払基金へ請求出来ないため、診察料・検査料請求書を用いて、福祉事務所へ直接費用を請求します。

健康診断に係る費用は救護施設入所に必要である場合や自立助長に即し事前に福祉事務所が認めた場合など、給付条件がございます。また診断書料についても、福祉事務所以外が提出先となるものに限られ、場合によっては窓口本人負担の場合（具体例：障害年金受給中の診断書料・保険金申請に伴う診断書料）もあります。請求の可否が判断し兼ねる場合は、給付される前に福祉事務所へお問合せ頂きますようお願いいたします。

【給付の流れ】[請求書を受理した翌月末](#)に、指定の口座へ振り込まれます。

《Q1》診断書の添付は必要ですか。

《A1》診断書の写しを添付する必要があります。支給の要否・基準額の判定等に重要な資料となりますので、添付がない場合は、返送させていただきます。お取り扱いには充分ご注意ください。

《Q2》検査名や差引計は記載の必要がありますか。

《A2》記載の必要があります。“※社保等負担額”に記載のない場合は、合計額＝差引計となりますので、同額をご記入ください。検査名は、診断書料を請求する際にも必要になります。具体的な診断書名を記載してください。

請 求 額	診 察 料	点	(検査名)			
	診断書料	5,000円	身体障害者手帳申請に係る 診断書			
		点				
		点				
		点				
	合 計	点	※社保等 負担額		差引計	5,000 円

《Q3》債権者番号とはなんですか

《A3》今後、運用予定の番号になります。現在は運用しておりませんので、②に振込み先をご記入ください。銀行・信用金庫、普通・当座の丸囲みも忘れずをお願い致します。

①	債権者番号									指定口座		
②	銀行 信用金庫						支店	普通 当座				
	口座番号				フリガナ							
					口座名義							

[注] 1 口座振替欄は、債権者登録されている医療機関については①、登録されていない医療機関については②に記入してください。

【連絡先】

中央区役所保健福祉部保護課 TEL:096-328-2320 FAX:096-359-0382
東区役所保健福祉部保護課 TEL:096-367-9129 FAX:096-367-9301
西区役所保健福祉部保護課 TEL:096-329-6839 FAX:096-329-1314
南区役所保健福祉部保護課 TEL:096-357-4134 FAX:096-357-4353
北区役所保健福祉部保護課 TEL:096-272-6910 FAX:096-272-6912
健康福祉局福祉部保護管理援護課 TEL:096-328-2299